

## 自然法則や天然産物等に関し判例を考慮した審査手引きを USPTO が作成

2014年03月24日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

(i) プロセス (process)、(ii) 機械 (machine)、(iii) 生産物 (manufacture)、又は、(iv) 組成物 (composition of matter) に属する場合に、米国特許法第101条に規定の特許可能な発明主題と認定されます。

自然法則、自然現象、及び天然産物に関連するクレーム発明が、米国特許法第 101 条下の特許可能な発明主題であるか否かに関し、これまで数多くの訴訟が提起され、判決が下されています。

一方、USPTO は、裁判所とは異なる基準に基づいてクレーム発明が解釈され、拒絶理由がないと判断した場合、特許を発行します。しかしながら、実際に審査を行う特許審査官の多くは、legal training を殆んど若しくは全く受けていないので、判例を十分に理解した上で日々の審査業務を行っているとは言えない状況にあります。このような状況下で、どのようにすれば、審査官が特許性に関する判断を判例に基づいて適切に行うことができるようになるかということを USPTO は検討してきました。

そして、このたび、自然法則、自然の原理、自然現象、または天然産物の範疇に属するものであると誤って審査官がクレーム発明を認定しないための具体的な手引き\*1 (この手引きの内容は 2013 年 6 月 13 日の MEMORANDUM ("Supreme Court Decision in Association for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc") の内容に取って代わるものです。) を USPTO は作成しました。審査官は、既に、同手引きに基づいて、2014 年 3 月 4 日以降の実体審査を行っています。

**【全 13 頁】**

\*1 "Guidance For Determining Subject Matter Eligibility Of Claims Reciting Or Involving Laws of Nature, Natural Phenomena, & Natural Products (Guidance)" LINK: [http://www.uspto.gov/patents/law/exam/myriad-mayo\\_qrs.pdf](http://www.uspto.gov/patents/law/exam/myriad-mayo_qrs.pdf)

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長       ： 新井 孝政（大阪本部在籍）  
外国専門部長代理   ： 岡部 泰隆（大阪本部在籍）  
TEL                 ： 06 - 6351 - 4384（代表）  
E-Mail              ： iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.